PP ##	PRINCE LA CONTRACTOR DE
開催日	平成 29 年 8 月 28 日(月) 開催時刻 午後 6 時 30 分~8 時 30 分
場所	吹田市役所 中層棟4階 第3委員会室
出席者	埋橋会長、峯本副会長、渡邉委員、十河委員、孫田委員、粉川委員、河村委員、
	植田委員、武内委員、水木委員、茂見委員、小野委員
欠席者	髙田委員、林委員
	橋本部長、増山次長、西村室長、笹川総括参事、落次長、市川課長、當課長、
事務局	田家課長、安井参事、北澤参事、久野参事、相原参事、辻野参事、宮住所長、山野参事、
	脇谷課長、古田課長代理、松永主幹、瀬田主査、岡本係員、木村係員
	一般 6人
傍聴者	市立保育園園長 3人
	市議会議員 1人
案 件	1 子ども・子育て支援事業計画平成28年度施策・事業実施報告書について
	2 小規模保育事業の認可及び利用定員の設定について
	3 留守家庭児童育成室に係る事業計画の一部変更に対するパブリックコメントの結果報
	告について
	4 子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて
	5 その他
会長	本日の審議会開催にあたり、傍聴を希望される方はいらっしゃいますか。
事務局	本日の傍聴希望者は7人です。傍聴可能人数内ですので、本日はすでに入場していた
	だいています。
会長	議事に入る前に、まず、本日の資料等について、事務局からお願いします。
事務局	(傍聴についての注意点、資料の確認)
会長	それでは、議事に入ります。
	案件「1 子ども・子育て支援事業計画平成28年度施策・事業実施報告書について」説明
	をお願いします。
事務局	(資料1の説明)
会長	案件1について説明がありました。
	ご意見・ご質問はありませんか。
委員	48ページ(2)(エ)職員の専門性の向上について、幼稚園、保育士等の研修として年5回
	実施となっていますが、幼稚園、保育士等のところに、指導員を入れることはできないので
	すか。実際、指導員に研修はしているのでしょうか。
事務局	指導員につきましても研修をしています。その中で支援を要する保育についても年間を通
	じて研修を行っています。
	事務局としては、放課後子ども育成課と相談して、入れるべきだと考えています。
委員	28 ページについて、アクションプランとどのようにリンクしているのでしょうか。 そして、山田・
	千里丘地域や片山・岸部地域など地域を分けていますが、山田と千里丘では、地域の特
	性も違います。片山と岸部では距離も離れています。地域特性の違う場所や距離の離れて
	いる場所を一つのまとまりで受入数が足りているかを判断するというのは、どうなのでしょう
	か。また、アクションプランの見直しも行うべきではないしょうか。
事務局	子ども・子育て支援事業計画は、法律で義務付けられた計画です。この確保方策に基づ

いて進めていくのですが、緊急にしなければならないので、アクションプランを作成しました。今回、事業計画について大幅な見直しを提案させていただいています。お認めいただけましたら、アクションプランについても見直していきたいと考えています。

区域設定については、できるだけ小さい単位で判断することは、重要なことだと思っていますが、事業計画をつくる段階では、6 区域で状況を把握し、土地の確保が難しいことなどから、3 区域に集約しています。重点地域として絞る時には、もっと小さい単位で計画します。

委員

千里丘は、近年、大きなマンションができましたが、保育所はもういっぱいになっていると聞いています。山田と千里丘は、6ブロックの区割りで一緒の地域です。千里丘地域について、何とかならないでしょうか。

事務局

山田と千里丘の状況は違います。千里丘については、以前、重点地域として保育所の公募をしましたが、見つかりませんでした。今後、さらに公募する際には、重点地域とさせていただき、それでも見つからない場合は、吹田市が何らかの形での確保を検討いたします。

委員

44 ページの利用者支援について、保育幼稚園室にコンシェルジュの配置を予定している とありますが、タブレット等の導入の予算化もお願いします。利用者の方が見やすい形で情 報開示することで保育所等が機能するかと思います。

事務局

子育て支援コンシェルジュですが、保育施設等への市民の円滑な利用に結びつけるため、6月から保育幼稚園室へ臨時雇用員を1名配置しています。まだ、幼稚園、保育施設等の情報の収集が不完全なところがありますので、情報を充実させて利用者へ提供していきたいと考えています。

委員

臨時雇用員を 1 名配置するよりも、タブレットを 2 台置く方が安くなるのではないでしょうか。

事務局

窓口にタブレットを配置できるよう努力をしていきたいと考えています。いろいろな形でわかりやすい情報提供をしていきたいと考えています。

委員

38 ページの放課後児童クラブの事業内容について、保育という言葉がでてきていないですが、吹田市としては、どのように位置づけられているのでしょうか。

事務局

放課後児童クラブについては、国が児童福祉法で定めている事業です。日中に留守家庭になる子どもで保育を必要とする児童を対象として小学校の余裕教室等を使い、指導員による遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図り、保護者の就労を支援する事業と考えています。

委員

事業内容の中に保育という文言を反映させていただきたいと思いますので、検討をお願いいたします。今後の課題及び改善点について、安定的な育成室運営とありますが、民間事業者への委託のみで進めていくと考えているのでしょうか。

事務局

児童数が見込みを大幅に上回っています。その一方で指導員の確保、人材育成が進んでいない状況があります。現在も 35 名程度の欠員が生じているという状態です。保育をする人の担い手の確保、育成室を運営する担い手の確保ができないと安定的な育成室運営ができないので、民間事業者へ運営を委託することによって安定化を図っていきたいと思っています。

委員

40 ページの多様な主体の参入促進事業の実施状況及び効果についてですが、新規開設した小規模保育事業施設へ保育士園長OBが巡回し、相談・助言を行いました、とありますが、実際には、どの程度の頻度で巡回されているのですか。

事務局

新規開設した小規模保育事業施設への巡回については、毎月1回を考えています。事業 が安定してきたら、回数を減らしていきますが、基本は月1回程度です。

委員

月1回は回っている、と理解していいですか。

事務局 職員も1名増員し、2名で開設当初は、月1回は回っています。

委員 巡回のときに課題が見つかれば、指導しているということですよね。

事務局 課題が見つかれば、小規模保育事業者に集まってもらい、説明会を開催しています。そ

の中で問題になるところについては、指摘をして、改善を求めています。

委員 22 ページの児童会館・児童センターについてですが、一時預かりをするということを前回

の審議会でお聞きしましたが、学習支援をすることはできないのでしょうか。

事務局 一時預かり事業については、豊一児童センターで今年度から開始したいと考えています。

9月から工事を行い、12月の2週目あたりから週3回一時預かり事業を行いたいと考えています。学習支援については、今の児童館の設置目的とは異なる事業ですので、担当所

管から児童館で実施したいという申し出があれば検討していきたいと考えています。

委員 38ページの事業内容について、小学校の余裕教室等となっていますが、専用の保育室と

文言をかえていただきたいと思います。45 ページの保育士、幼稚園教諭と小学校教諭の交流について、全域で幼稚園と連携をとっているのでしょうか。50 ページの仕事と子育て両

立のための基盤整備について、親の多様な働き方に対応していただいていますが、配慮

の必要な児童に対する支援に関することで、育成室では、配慮を要する児童の夏休みの

送迎については、親が送迎をしなければならない、となっています。事例として、児童が親と

一緒に育成室に行くことを嫌がっていたため、そのことを市に相談したところ送迎をやめる

ならば、配慮を要する児童の申請を取り下げなければならない、と言われたとのことでした。

配慮を要する児童も多様化しているので、対応について考えていただけないか、と思います。指導員の確保が難しいことについて、離職が多いこともあるのではないでしょうか。離職

に関する分析も今後の課題及び改善点に載せてはいかがでしょうか。

委員 48ページの1歳6か月児健康診査事後指導事業について、去年も同じような今後の課題

及び改善点を示されていましたが、発達支援保育の待機が出ているのならば、数値や場所

の確保目標を示すべきではないでしょうか。

会長 ご意見ありがとうございました。他にご意見がないようでしたら、次の案件「2 小規模保育

事業の認可及び利用定員の設定について」説明をお願いします。

事務局 (資料2、資料3、資料4の説明)

会長 案件2について、説明がありました。ご意見、ご質問はありませんか。

委員 第1ニューリーブス、第2ニューリーブスは、同じ場所で同じ面積ですが、認可定員に差が

あるのはなぜですか。

事務局 第1ニューリーブスと第2ニューリーブスは1階と2階になっています。第2ニューリーブス

では、一時預かりを検討しているため、12名という認可定員になっています。

会長他にご意見、ご質問はありませんか。

小規模保育事業の認可及び特定教育・保育施設等の利用定員の設定について承認して

よろしいですか。

各委員 (異議なし)

会長
それでは、承認します。

次に進ませていただきます。

それでは、次の案件「3 留守家庭児童育成室事業に係る子ども・子育て支援事業計画の

一部変更に対するパブリックコメントの結果報告について」説明をお願いします。

事務局 (資料5、資料6の説明)

会長 「3 留守家庭児童育成室事業に係る子ども・子育て支援事業計画の一部変更に対する

パブリックコメントの結果報告について」説明がありました。

ご意見・ご質問はありませんか。

委員

指導員の確保が困難であるために5、6年生の受入れができなくなったことから、資料5のその他の「指導員の確保、欠員解消に努めること」、「指導員の処遇改善に関すること」は、関連しているのではないでしょうか。また、その他の「育成室の増床等、施設・設備に関する要望」について、意見があるように専用室を持った方がいいのではないでしょうか。

事務局

資料 5 のその他について、「計画見直しに係る市への批判」は、計画の立て方が甘かったのでないか、というような内容でした。「指導員確保、欠員解消に努めること」は、35 名程度の欠員が出ていることから、欠員を解消するように指導員試験の実施の周知等の様々な意見がありました。「指導員の処遇改善に関すること」は、指導員の確保が難しくなっている原因として処遇が改善すれば指導員が集まりやすくなるのではないか、というご意見がありました。「育成室の増床等、施設・設備に関する要望」は、児童数が増えて手狭になってきている育成室もあるので、部屋の増床をしてほしい、老朽化が進んでいる育成室の補修等を早くしてほしい、というようなご要望でした。「開室時間の拡充等・事業内容に関する要望」は、19 時まで開室してほしい、夏休み中は8時からしてほしい、などのご要望があります。「個別事案の感想等」については、ご意見をいただいた方の学童保育の考え方や各育成室で生じていたトラブルについてご意見をいただきました。

委員

135 件も指導員の処遇改善について意見があったということは、市民の方が解決策を示しているのではないでしょうか。市としてはどのようにお考えですか。

事務局

指導員の処遇については、市の非常勤職員全体に関わってくる内容です。また、非常勤職員ではなく、正規職員で登用する、という意見もあるかもしれませんが、これについては 庁内の中で情報共有したいと考えています。

委員

指導員の欠員が35名程度ということでしたが、前回6月の審議会の資料では、指導員の欠員数は32名でした。年度途中で欠員が増えている状態で、事業計画の見直しや民間委託をすることで35名程度いる指導員の欠員は解消されると見込まれているのでしょうか。

事務局

来年度の委託にむけて5つの留守家庭育成室を選定し、今年度事業者を募集していく予定としています。すでに対象となっている各育成室の保護者への説明会も進めています。 もし、5つ全ての育成室を委託することができれば、非常勤職員の指導員20名程度の効果が見込まれます。現在の欠員の数を圧縮できると考えています。

委員

保育園の待機児が多くいますが、そのことも事業計画の中に入っているのでしょうか。民間委託をしているが、進んでいないところをみると、4年生の受入れも止めます、ということにならないですか。保育だけではなく、学童保育についてもアクションプランを作らなければならないのではないでしょうか。

委員

私は、留守家庭児童育成室に子どもを通わせているのですが、現在86名の児童がいて、クラスが2つあります。本来であれば3名の非常勤職員と1名の長期臨時雇用員がいないといけないところを、年度当初から1名の非常勤職員が欠員、8月に非常勤職員が1名退職し、現在、非常勤職員1名と長期臨時雇用員1名の2名で育成室が運営されている状態です。このような指導員不足は、問題だと思います。35名程度の欠員を解消するプランを民間委託以外にも考えていただかないといけないのではないでしょうか。このような留守家庭児童育成室についての問題を全庁で取り組んでいただきたいです。また、民間委託についても株式会社等まで委託先を広げることについて、来年度の募集において株式会社等の営利法人をどのようにとり扱っていくか、という話がでてきていないことが不安です。利益を優先して短時間の臨時雇用員で配置基準を満たすだけではないのかなどの不安があります。株式会社については、利益確保の方法に一定の制限を設けるなどの議論をする

べきではないでしょうか。

事務局 今回、対象事業者を広げるにあたりまして、これまで庁内の部長級 5 人で選定していたと

ころを大学教授等の学識経験者、事業所の経営状況等を把握するための会計の専門家などを含めた新たな委員会を立ち上げ、選定していくことといたします。また、選定にあたって

は、当該育成室の保護者代表の方にも参画していただくことにしています。

会長説明ありがとうございました。留守家庭児童育成室について、切実な背景があるかとは思

いますが、本審議会において詳細について検討する場ではありませんので、貴重なご意見を賜わるということで、次に進めたいと思います。ただ、このパブリックコメントの集計結果に

は、切実な背景を十分に表現しきれていなかったのかと思います。

委員 対象事業者の拡大として営利法人が入ったことについて、これまで対象事業者の範囲は

児童育成に資する社会福祉法人と学校法人だったと思います。その次に対象となるのは、 児童育成を目的としない医療や介護などの社会福祉法人が普通ではないかと思います。 それを飛ばして児童育成の事業を行う営利法人が対象となりましたが、今回、児童育成を

目的としない医療や介護などの社会福祉法人は対象にならないということですか。

事務局 今回は、子どもの保育や教育の運営実績のあることを要件としたいと考えています。

委員 介護や障がいの分野で実績があっても対象とはならない、ということですよね。

事務局
そうです。子どもに特化した障がい者支援の実績があるところは、合致しますが、それ以外

の全年齢を対象としたような福祉サービスについては、対象外となります。

委員 社会福祉法人や非営利法人の活動よりも児童育成の運営に重きを置いたということです

ね。

事務局すぐに児童の保育をお任せできる法人として考えました。

会長この件について事務局から補足はありますか。

事務局 計画の一部変更につきましては、今後大阪府との協議などの手続きを経て、ホームペー

ジ等で公表していく予定です。

会長 それでは、次の案件「4 子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて」説明

をお願いします。

事務局 (資料7、資料8、資料9の説明)

会長 教育・保育の確保方策に関する中間年の見直しについて説明が終わりました。

これまでのところで、ご意見・ご質問はありませんか。

委員 資料 9 の 4 ページの不足数というのは、平成 32 年度当初の状況ということですよね。

事務局
そうです。

委員 それならば、平成 29 年度までのところを足した数字は、平成 29 年度当初とほぼ同じと捉

えていいのでしょうか。

事務局 3 号認定について、ある一定の調整はできますが、1 歳児の待機児童が多いため、2 歳児

のクラスに 1 歳児を入れることはできないので、余裕を作っておく必要があります。そのた

め、このような案になっています。

会長 他にご意見ありませんか。

では、次の説明をお願いします。

事務局 (資料10の説明)

会長 地域子ども・子育て支援事業に関する中間年の見直しについて説明がありました。ご意

見・ご質問はありませんか。

委員 (11) 放課後児童クラブについて、余裕教室という表現を変更するというお考えはありませ

んか。

事務局
ご指摘の文言につきましては、持ち帰って検討いたします。

会長 他にございませんか。

事務局から何か補足説明がありますか。

事務局 この中間年の見直しによる吹田市子ども・子育て支援事業計画の変更案については、9

月 11 日(月)から 10 月 10 日(火)までの間、パブリックコメントを実施いたします。 パブリック

コメントの結果については、次回の審議会で報告させていただきます。

会長次に進ませていただきます。

本日の審議案件は以上ですが、最後に「5 その他」について、事務局からお願いします。

事務局 保育幼稚園室から育児・介護休業法の改正に伴う対応についての説明と事務局から連

絡事項があります。

(参考資料の説明)

会長何かご意見、ご質問はありませんか。

各委員 (質問・意見なし)

会長他に事務局からありますか。

事務局 次回の子ども・子育て支援審議会の開催ですが、11月7日(火)18時30分から市役所中

層棟4階第4委員会室で予定しております。お忙しいところ恐縮ですが、ご出席いただきま

すようお願いいたします。事務局からの連絡は以上です。

会長本日の審議会は、これで終了します。皆さん、お疲れさまでした。